

**重要！**

## 冬季休暇時期にかかる在籍確認について

文部科学省奨学金  
 日韓共同理工系学部留学生奨学金  
 文部科学省外国人留学生学習奨励費

受給者のみなさんへ

平成29年12月1日 国際教育交流課

文部科学省奨学金、文部科学省外国人留学生学習奨励費および日韓共同理工系学部留学生奨学金を受給するために、毎月、在籍確認(署名)が必要です。しかし、例年旅行や帰国等により冬季休暇時期(12月～3月)の在籍確認(署名)を忘れ、その期間の奨学金を受給できない奨学生が後を絶ちません。

ついては、以下の諸点に注意し、奨学金の受給ができずに困ることのないようにしてください。

- ① 母国への帰国、旅行等で一日以上日本を離れる場合については、必ず下記[1]～[3]へ事前に連絡し、所定の用紙に予定を記入してください。
  - [1]あなたの指導教員
  - [2]所属学部/大学院の事務
  - [3]所定の在籍確認場所の事務
    - 《吉田地区》→ 国際教育交流課留学生支援掛
    - 《桂地区》→ 工学研究科教務課留学生掛
    - 《宇治地区》→ 宇治地区事務部研究協力課
- ② 在籍確認のスケジュールや奨学金の入金日について不明な点があれば国際教育交流課留学生支援掛 (Mail:intlstudent@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp)までお問い合わせください。2018年3月までの在籍確認スケジュールは、下記 URL に掲載しております。

※事務室開室日は、月曜日～金曜日(土日祝日を除く)です。  
冬休みの予定は、在籍確認場所の事務室に確認してください。

文部科学省奨学金・日韓共同理工系学部留学生奨学金・学習奨励費 サイン・支払スケジュール

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/international/students2/scholarship3.html>



京都大学 KYOTO UNIVERSITY

Events News お問い合わせ 大学施設案内 アクセス

プレビュー

京大について 入試・高大連携 教育・学生支援 研究・産官学連携 国際交流・留学支援 社会連携 学部・大学院等

ホーム > 国際交流・留学支援 > 京都大学に在籍する留学生の方へ > 毎月の奨学金受給手続き(国費、日韓、学習奨励費)

### 毎月の奨学金受給手続き(国費、日韓、学習奨励費)

京都大学に在籍する留学生の方へ

- 手続担当窓口早見表
- 留学生・研究者のためのアドバイジング・指導
- 私費留学生のための奨学金
- 大学を通じて応募する外国人留学生向奨学金
- 日本政府(文部科学省)奨学金留學生のための諸手続き
- 毎月の奨学金受給手続き(国費、日韓、学習奨励費)

奨学金は、毎月、国際教育交流課にある「外国人留學生在籍簿」に署名をしなければ受給できません。在籍簿への署名が確認された者のみ奨学金が支給されます。月の始めから終わりまで日本にいない場合は、原則として奨学金は支給されません。

毎月の奨学金支給時期の最新情報は、下記の表をご確認ください。

在籍簿への署名は必ず受給者本人がしなければなりません。代理人による署名や印鑑の使用は認めません。不正が発覚した場合は、奨学金を返還しなければなりません。

これらの奨学金を受給する者は、在籍資格が「留学」でなければなりません。奨学金支給が始まる前に、在籍資格「留学」を取得している必要があります。また、奨学金を受給している途中で「留学」以外の在籍資格へ変更した場合は、奨学金の受給資格を失い、受給を辞退する必要があります。資格を失ったまま奨学金を受給し続けた場合、原則として奨学金を返還しなければなりません。

ただし、学習奨励費の在籍確認は6月から始まります。

#### 2017年度 毎月の署名スケジュール

	署名期間(1回目)	振込(1回目)	署名期間(2回目)	振込(2回目)
2017年4月	4月1日～4月12日	4月28日	4月13日～4月28日	5月18日